

老人施設部会ニュース「7-36」を発行しました。

下記のとおりお知らせします。

▼目次

1. 医療・介護における生産性向上と制度改革を提言 内閣府
 2. 「医行為ではない行為」のガイドラインを策定・公表 厚生労働省
 3. 訪問介護の事業所、「増えている」建議 財政審
-

1. 医療・介護における生産性向上と制度改革を提言 内閣府

▷骨太の方針に向け、民間有識者が重点課題を整理

- ・内閣府は5月26日、経済財政諮問会議を開催し、民間議員から「人材希少社会における社会保障・教育政策の強化」と題する提言を受けた。医療・介護・福祉分野では、限られた資源の中で制度を持続可能にするため、生産性の向上と制度改革が急務であるとされた。

■医療・介護の生産性向上（HX）とDX推進

提言では、医療・介護分野の生産性向上策として以下の取り組みが挙げられた。

- ・AI問診やケアプラン作成支援、センサー等介護機器の導入促進
- ・標準型電子カルテの導入等、医療・介護DXの実装
- ・行政手続きの簡素化と事務負担軽減
- ・PHR活用やセルフケア支援、スイッチOTC化の推進

これらにより、業務効率化とサービスの質向上、人材不足の緩和を図るとしている。

■公定価格と処遇改善

介護・保育・医療などの対人サービス職への適正な報酬確保が必要とされ、公定価格の見直しが提起された。賃上げと保険料抑制の両立を前提に、医療法人における職種別給与の情報開示や介護事業者データベースに基づく分析結果の公表等の可視化も提言された。

■給付と負担の見直しも重要課題

給付と負担の在り方に関する課題として、以下が整理された。

- ・応能負担（所得・資産に応じた負担）の強化
- ・高額療養費制度や薬剤費の見直し
- ・軽度者への生活援助やケアマネジメント給付の在り方
- ・多床室の室料負担制度の見直し

これらの点について、年内に結論を得るべきとされている。

■地域特性に応じた介護提供体制整備と人材確保

都市部では急速な需要増加、過疎化による需要密度低下に対応すべく、移動支援サービスとの連携等、地域に応じた地域包括ケアシステムの深化が必要とされた。

※詳細は下記資料をご参照ください。

○第 6 回記者会見要旨：令和 7 年会議結果 赤澤内閣府特命担当大臣記者会見要旨
(令和 7 年 5 月 26 日 (月))

<https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2025/0526interview.html>

2. 「医行為ではない行為」のガイドラインを策定・公表 厚生労働省

▷介護職による対応を想定、安全性確保へ厚労省が周知を要請

- ・厚生労働省は 5 月 19 日、「原則として医行為ではない行為」に関するガイドラインを公表した。
これは、介護職員が高齢者に対して一定の行為を実施する際の判断基準や対応方法を示したもので、全国の介護保険関係部局および施設・事業所等に向けて事務連絡として通知された。

■背景：医師法第 17 条等の解釈と規制改革の流れ

医療行為の範囲については、これまでも厚生労働省通知（平成 17 年、令和 4 年等）により、ストーマ装具の交換や軽微な処置については「原則として医行為に該当しない」とされてきた。

しかし、介護現場では依然として現場対応にばらつきがあり、「安全な実施方法が周知されていない」との指摘が規制改革実施計画（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）に盛り込まれていた。

今回のガイドラインはその方針に基づき、令和 6 年度老人保健健康増進等事業の一環として、株式会社日本経済研究所がとりまとめたものである。

■ガイドラインの構成と内容

新たに公表されたガイドラインには、以下の内容が含まれている。

- ・対象となる行為の定義（例：ストーマ装具の交換、経管栄養チューブの固定補助等）
- ・安全に実施するための留意点、観察項目、異常時対応の手順
- ・実施可能な職員の範囲と必要な研修・体制整備
- ・行為の前提として求められる「本人・家族の同意」や記録の整備

これらは介護職員が行うことを想定したものであり、医師・看護職との役割分担（タスクシフト／シェア）を明確にした実務指針として位置づけられる。

■自治体・施設への対応要請

厚労省は都道府県・指定都市・中核市に対して、ガイドライン冊子を順次送付するとともに、市町村や介護事業所への周知徹底を依頼。あわせて、ガイドライン本文は以下のサイトからも閲覧可能となっている。

※詳細は下記資料をご参照ください。

○介護保険最新情報 Vol.1385「原則として医行為ではない行為」に関するガイドライン
について（令和 7 年 5 月 19 日）

厚生労働省老健局高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課

<https://www.mhlw.go.jp/content/001493555.pdf>

3. 訪問介護の事業所、「増えている」建議 財政審

- ・ 財政制度等審議会は 5 月 27 日にまとめた財政運営に関する建議で、2024 年度に基本報酬が引き下げられた訪問介護について、事業所の数が増えているなどとして、今後の報酬改定の議論では、全国一律ではなく地域の人口動態やサービス提供体制を踏まえた対応を行うべきだと提言した。
- ・ 訪問介護の事業者は、24 年度の報酬改定後に倒産が増えているとされるが、財政審では、訪問介護は施設事業に比べて新規の参入も容易であり「事業所数は増加している」と指摘。24 年 6 月から 8 月にかけて事業所が 31 件増えており、休止や廃止となった事業所の主な要因は人員不足だと説明している。
- ・ 人材確保については、地域医療介護総合確保基金の支援メニューや、24 年度補正予算で措置した訪問介護の提供体制の確保支援などを引き続き活用し、地域の実情や現場のニーズに即したきめ細かい対策を進めるべきだとした。
- ・ 一方、訪問介護の報酬に関する今後の議論では、介護需要の減少が進む地域でのサービス状況を適切に把握した上で「一律の対応ではなく、地域の人口動態や提供体制の状況を踏まえた対応を行うべきだ」と主張している。
- ・ 介護職員のさらなる賃上げについても、一律での対応を牽制。事業者の経営状況などの実態を把握した上で、職員の資質の向上やキャリアアップに向けた支援などを通じて適切な在り方を検討する必要があるとした。
- ・ 人材紹介事業者の規制強化に向けた取り組みでは、手数料の大きさや職員の定着状況などによって紹介事業者が選別・淘汰される仕組みを推進するよう提言。また、労働者の転職を誘引する金銭提供禁止の対象事業の拡大・強化を通じて、不適正な事業者の排除を徹底するよう求めている。
- ・ 訪問看護については、報酬を適正化するため事業者への指導や監査の強化を行うとともに、同一建物減算のさらなる強化など報酬上の対応を検討すべきだとした。財政審はこれらの提言を、政府が 6 月に決定する骨太方針 2025 に反映させたい考え。

※詳細は下記資料をご参照ください。

○激動の世界を見据えたあるべき財政運営（令和 7 年 5 月 27 日）財政制度等審議会

https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_fiscal_system/report/zaiseia20250527/02.pdf